

市立病院職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）について

平成 29 年 11 月 27 日

市 立 病 院

1 検挙の概要

- (1) 検挙年月日 平成 29 年 10 月 21 日（土） 午後 3 時 50 分頃
(2) 検挙場所 [REDACTED]
(3) 職員の職・氏名 [REDACTED]
(4) 概要

当該職員は、10 月 21 日（土）、翌日の衆議院議員選挙における投票所の設営準備終了後、自宅アパートへ帰宅し、午後 1 時から 2 時までの間に 500ml の缶ビール 2 本を飲酒した。その後、午後 3 時頃に自家用車を運転して市内スーパーに買い物に出掛け、その際、パトカーに呼び止められ、呼気検査で基準値の呼気中アルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 以上となる $0.85\text{mg}/\ell$ が検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転）により検挙された。

2 経過

(1) 10 月 21 日（土）

午後 3 時 50 分頃検挙され、盛岡東警察署での事情聴取終了後、午後 9 時 30 分過ぎ、当該職員から所属長へ報告があった。所属長から当該職員に対し、翌日午前、検挙に至る状況を確認するため、登庁するよう指示した。

(2) 10 月 22 日（日）

午前 8 時 30 分、市立病院で、当該職員から状況確認を行い、その後、顛末書を提出させ、所属長が口頭で自宅待機を命じた。

(3) 10 月 23 日（月）

午後 3 時 15 分、病院事業管理者から、緊急院内連絡会議で各部門の長等へ法令遵守の徹底を訓示した。午後 4 時に市議会議員に事案発生の概要を情報提供するとともに、緊急記者発表を行った。

3 当該職員に対する指導等

(1) 平成 28 年度

離席が多いことについて、所属長が注意し、指導を行った。

(2) 平成 29 年度

ア 所属長による個別指導等

- ・ 6 月上旬から離席がみられたため、注意し、職務に専念するよう指導を行った。また、必要な場合には、体調管理のための休暇取得や健康相談室の利用、医療機関の受診を促した。
- ・ 6 月中旬になり、酒気帯びによる勤務態度不良を認め、厳重注意を行った。

- ・7月中旬以降、入院による治療に専念することを勧めるとともに、本人了解の下、自家用車での通勤は行なわないこととした。
- ・6月上旬から7月下旬までの間、当該職員に対し所属長による個別面談を13回実施し、その都度、法令遵守の徹底について指導するとともに、断酒、通院及び服薬の継続を随時確認した。7月の外来受診の際には所属長も2回同行した。
- ・6月中旬から、本人了解のもと、随時のアルコールチェックを開始。7月中旬以降は検挙の前日まで、全ての勤務日に、1日3回（始業時、午後1時、終業時）のアルコールチェックを実施した。
- ・6月下旬、個別面談において、当該職員から禁酒と職務に専念する旨の誓約があった。

イ 服務ミーティング

- ・6月は道路交通関係法令の遵守の徹底（酒気帯び運転の厳罰確認を含む）について確認した。
- ・7月は飲酒運転の絶対禁止等を確認した。

4 院内における網紀保持の取組

- (1) 病院事業管理者名で各部門の長等に対し、「網紀保持の徹底」を通達した。
- (2) 院内メールにより、全職員に対し、患者対応について徹底した。
- (3) 院内委託業者に対し、法令遵守の徹底と患者対応について協力を依頼した。
- (4) 管理運営会議で、院内幹部職員に「盛岡市職員服務ハンドブック」を配付し、部下職員への法令遵守の徹底を指導するとともに、再発防止に向けた「飲酒運転根絶」リーフレットの各部門での掲示を指示した。
- (5) 院内連絡会議で、院内各部門の長等に対し、改めて法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めるため、引き続き、部下職員に対し指導を行なうことを要請した。

5 職員の処分

当該職員及び管理監督者について、厳正に処分を行う予定である。

現在、労働基準法第20条の規定に基づく解雇予告除外認定申請の手続き中である。

6 院内における再発防止に向けた取組

- (1) 盛岡市職員服務ハンドブックの再確認と具体的な取組の推進
院内連絡会議、院内研修会等において、随時、ハンドブックの内容を確認し、より具体的な取組が推進されるよう周知するとともに、不祥事を起さない職場風土づくりを徹底する。
- (2) 職員の健康状況の把握の徹底と個別の指導・相談の推進
所属長は、健康状況が心配される職員に対しては、それに応じた個別の指導や相談を進めることとする。特に、飲酒や肝機能の異常が心配される職員に対しては、日常生活における飲酒や車の運転について、速やかに注意喚起を促す。
- (3) 指導・観察記録による職員情報の共有と指導の徹底
日常生活や面談による情報から、服務意識や心身の状況で特に心配な職員については、当院の神経精神科医師の意見を聴くなどして、医療機関の受診、家族への協力依頼等、積極的に指導を行う。